

中通り連絡事務所が郡山市に移転します



問 大熊町役場会津若松出張所
総務課 管財係

二本松市の大熊町役場中通り連絡事務所は、郡山市に移転します。これに伴い、二本松市での業務は3月28日で終了し、閉鎖します。郡山市での業務開始は4月1日です。町民の皆さまにはご迷惑をおかけしますが、よろしくお願ひします。

◆住所：郡山市希望ヶ丘69-1（郡山希望ヶ丘郵便局東側）

小中学生に図書カードを差し上げます

大熊町では地方創生関係の国交付金を活用し、子どもの読書活動を支援するため、小中学生の皆さんに全国共通図書カードを贈呈します。つきましては、児童書や参考書、お子さまの趣味に関する書籍の購入などで、読書の推進にお役立てください。



◆対象

平成27年4月1日現在、大熊町に住所登録のある小中学生（平成23年3月11日現在大熊町に住民登録があった方で、それ以降に転出された方も対象）

◆贈呈物

オリジナル全国共通図書カード
5000円分

◆到着日

2月19日（予定）

※簡易書留でお送りしますので、当日受取人が必要となります（ポストには投函されません）。

※対象者に該当する方の中で、カードが届かない方につきましては、郵便局からの不在届けをご確認の上、お問い合わせください。

問 大熊町役場会津若松出張所
企画調整課

平成28年度奨学金貸与生を募集します

◆奨学金の貸与条件

次に掲げる要件を備える方に
対し、申請に基づき貸与しま
す。

- ・高等学校(高専含む)・大学等に在学し品行が正しく学術に優れかつ身体が強健であること

- ・奨学金の申込者、または申込者の生活の主体者である方が5年以上大熊町に住所を有していること
- ・経済的理由により修学が困難と認められる方
- ・世帯に町税等滞納がない方

- ・他の奨学金の貸し付けを受けていない方
- ・申込時在学の学校長の推薦を受けられる方
- ・連帯保証人は町内に居住し独立の生計を営む方

◆貸与額・期間

- ・高等学校などに在学の方月額3万円以内
- ・大学などに在学の方月額7万円以内

- ※正規の修業期間
- ◆入学時特別増額貸与制度

- ・高等学校 10万円
- ・大学 20万円

◆奨学金の返還

卒業後6カ月後から10年以内に半年賦で返還、無利息、延滞す。金年10%の割合

◆申込期間

2月1日(月)～3月18日(金)

※申請手続きには必ず本人が保護者などとともに教育総務課へおいでください。

問 大熊町役場会津若松出張所 教育総務課

出張所 教育総務課

給食費納入証明書は3月7日まで提出を

児童生徒就学援助費3期分の給食費納入証明書の提出期限は、3月7日(月)となっております。

証明書が提出されないと就学援助費の支払いができませんので、お早めの提出をお願いします。なお、ご不明な点は教育総務課へお問い合わせください。

問 大熊町役場会津若松出張所 教育総務課

油の流出事故を防ぎましょう

冬の間は、ご家庭、事業所でも暖房器具を使用するため、灯油等を取扱う機会が多くなりま

万が一、灯油タンクからの移し替えや配管の破損などにより河川へ油が流出した場合は、火災の危険はもちろんのこと、下流の水道や農業用水、漁業などに重大な影響を及ぼすだけでなく、周辺住民の方々にも油の臭気などで多大な迷惑をかけることとなります。また、その処理の費用を原因者に負担していたり場合もあります。日頃から、油の流出事故を防

ぐように心がけ、特にホームタンクをお持ちの方は次のことに注意しましょう。

■灯油を使う季節の前に確認

- ・地震の際の転倒防止のため、ホームタンクを固定しましょう。
- ・ホームタンクや暖房器具、配管に亀裂や老朽化がないか必ず確認しましょう。もし、異常を見つけたら、早めに交換や修理を依頼して使用しましょう。

■灯油を使う場合

- ・給油中はその場を離れないようにしましょう。
- ・使用後はバルブやコックなどを完全に閉めましょう。
- ・ホームタンクの残量を定期的に確認しましょう。もし、タンク内の油の減り方が著しいときは、油漏れがないか確認しましょう。
- ・屋根からの落雪、除雪時の配管破損に注意しましょう。
- ・不要になった油は、適正に処分しましょう。

■油流出事故が発生した場合または発見した場合

すぐに布や新聞紙等で回収し

ましょう。油の汚染を広げてしまうので、水で洗い流すことはしないようにしましょう。万が一、河川等に流入させてしまった場合、または河川等に流れているのを発見した場合は、速やかに市役所、町村役場、消防署または県の地方振興局に通報してください。※油以外にも川で魚が死んでいる、色のついた水が流れているなどの異常を見つけた場合にも、近くの市役所、町村役場等に連絡してください。

問 大熊町役場会津若松出張所 環境対策課



心の病気をかかえる人のサポート研修会

心の病気をかかえる人のリカバリーとピアサポートについて、理解を深めるために研修会を開催します。リカバリーとは、心の病気をかかえる人が、自分の求める生き方を主体的に追求することです。

講演の他にピアサポーターから体験発表「私のリカバリーストーリー」もあります。一緒に学び、リカバリーとピアサポートの輪を広げませんか。皆さまの参加をお待ちしています。

来年の成人式は 1月8日です

大熊町では平成29年成人式を次のとおり予定しています。

- 時**平成29年1月8日(日)
- 場**グランパルティいわき
〒970-8036 いわき市平谷川瀬明治町30
☎0246-35-2000
- 対**平成8年4月2日～平成9年4月1日生まれの方
- 内**成人式典、懇親会、集合写真撮影
- 問**大熊町役場会津若松出張所
教育総務課



時2月26日(金)

午後1時30分～4時(受付は午後1時)

場雲雀ヶ丘病院(南相馬市原町区上町1-30)

☎0244(23)4166

対関心のある方どなたでも

内講演「リカバリーを考える」心の病気をかかえる人が夢や希望を持って主体的に生きる

「講師・梁田英麿(東北福祉大学せんだんホスピタルS-ACCTチームリーダー)」

費無料

問福島県相双保健福祉事務所

☎0244(26)1132

B型肝炎ウイルス感染者 給付金等の支給について

昭和23年から昭和63年の間、満7歳になるまでに、集団予防接種を受けたことがある方へ。集団予防接種等の注射器連続使用でB型肝炎ウイルスに感染した方には病態区分に応じ、給付金等が支給される場合があります。

対象者は次の4つの条件すべてを満たす方です。

- ・ B型肝炎ウイルスに持続感染している方
- ・ 満7歳になるまでに集団予防接種を受けた方

昭和23年7月1日～昭和63年1月27日の間に、集団予防接種を受けた方

- ・ 集団予防接種以外の感染原因(母子感染・輸血等)がない方

給付金対象者から母子(父子)感染している方や、給付金対象者の相続人も対象となります。詳しくは、厚生労働省ホームページで「B型肝炎訴訟」と検索してください(給付金の対象となる方や受け取るための手続きに関する資料を掲載しています)。

感染しているかどうかを調べるために肝炎ウイルス検査(血液検査)

液検査)を受けましょう。今まで一度も肝炎ウイルス検査を受けたことがなく、職場などの健康診断で検査を受ける機会がない方は、お住まいの市町村での地域検診や都道府県等の保健所で検査を受けることができます。

問厚生労働省健康局がん・疾病対策課B型肝炎訴訟対策室(田中・浅沼)

☎03(5253)1111(内2082、2066)

ちびくまランドのご案内

会津地域にお住まいのお子さんとママたちを対象に交流会を開催します。
みなさんと楽しく過ごしませんか?今回は、管理栄養士による「おやつ」のお話しと試食もあります!

- 時**2月29日(月)午前10時～正午
- 場**おおくまサロン ゆっくりすっぺ
- 対**未就園児とその保護者
- 持**母子健康手帳、育児に必要な物、バスタオル
- 内**ベビーマッサージ、身体計測、情報交換、茶話会など
- 問**大熊町役場会津若松出張所
保健センター
※申し込みの必要はありません。



JAふたば果樹女性部懇親会のご案内

このたび、JAふたば果樹女性部の懇親会を次の日程で開催することになりました。懐かしい顔に会い、皆さんで楽しい時間を過ごしませんか。お忙しいと思いますが、多くのご参加をお願いします。

時 4月16日（土）午後3時集合（1泊2日）

場 磐梯熱海温泉 金蘭荘 花山
〒963-1309 郡山市熱海町熱海4-321
☎024-984-2111

費 15,000円程度（税別）

期 3月19日（土）まで

申問 伊東光子 ☎090-3645-2765
鈴木芳子 ☎090-1377-4703

音声線量計を無料で貸し出します



公益社団法人福島県視覚障がい者福祉協会が福島県の補助事業により、視覚障がい者の放射線に対する不安を軽減するため、音声線量計の無償貸し出し事業を開始することになりました。

スイッチや音声読み上げがボタン一つで操作できる、ポケットサイズの線量計です。
大熊町で貸し出し用に3台お預かりしましたので、貸し出しを希望される方は福祉課までお申し込みください。貸し出し期間は1カ月から3カ月の間で、なお、貸し出し後に使用の感想を簡単に教えていただきますので、よろしくお願ひします。

対 目の見えにくい方（視覚障がい者の方に限定しません）
問 大熊町役場会津若松出張所 福祉課

中間貯蔵施設に係る弁護士無料相談会

◇ 開催場所及び開催日時			
開催場所	開催日	開催時間	所在地
大熊町役場 会津若松出張所	2月22日(月)	午後2時から午後5時	会津若松市追手町2番41号 (相談会場：2階 第2会議室)
大熊町役場 いわき出張所	3月8日(火)		いわき市好間工業団地1番地43 (相談会場：1階 相談室)
ビッグパレット ふくしま	2月24日(水)		郡山市南二丁目52番 (相談会場1階マルチパースルーム②)
大熊町役場 会津若松出張所	3月17日(木)		会津若松市追手町2番41号 (相談会場：2階 第2会議室)

町では中間貯蔵施設の建設に伴い町民の皆さまが抱える不安や諸問題に対応するため、弁護士による相談会を開催します。当該施設建設に伴う権利関係等の疑問点について、無料で相談することができます。

■相談できること
中間貯蔵施設建設に伴う契約、地上権、相談等について

※法律相談であり、補償価格に関する相談はできませんので、ご了承ください。

◆対象者
大熊町内の中間貯蔵施設建設予定地内に不動産（土地・建物）を所有されている方

◆相談料
無料

◆相談時間
1回につき50分程度
(各会場3組までの事前予約制)

◆申し込み方法
事前予約の先着順になりますので、ご連絡をお願いします。

問 大熊町役場会津若松出張所
企画調整課

※受付時間…午前8時30分～午後5時15分（平日のみ）